

京都市危険物規制規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第139号

京都市危険物規制規則の一部を改正する規則

京都市危険物規制規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）、危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）その他別に定めがあるもののほか、消防法（以下「法」という。）第3章の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条第1項中「市長が必要と認める」を「別に定める」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条第2項及び第3項を削る。

第12条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第12条の3第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条の次に次の1条を加える。

(災害発生の通報場所)

第12条の4 法第16条の3第2項の規定により市長が指定する場所は、京都市消防局、消防分署、消防出張所、消防吏員駐在所、京都府警察本部並びに警察署の派出所及び駐在所とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(補則)

第17条 この規則において別に定めることとされている事項及び法第3章の施行に関し必要な事項は、消防局長が定める。

附則第3項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第4項を削る。

第1号様式注以外の部分及び第5号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第6号様式中「、第7条の2及び第10条」を「及び第7条の2」に改める。

第7号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

第8号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第10条第1項」を「第10条」に改める。

第10号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第11号様式を次のように改める。

			No.
危 険 物 等 収 去 書			
			年 月 日
様			
			所 属
			職
			氏 名 ㊞
消防法第16条の5第1項の規定に基づき下記の物品を試験のため収去します。			
品 名		数 量	グラム リットル
備 考			

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局予防部)